

介護報酬事務の遅延及び介護報酬の未収計上漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>1 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営している特別養護老人ホームかんなびのさとは、利用者に介護サービスの提供を開始しているにもかかわらず、要介護認定に必要な担当医師（主治医）による意見書の作成が遅れたため、平成25年度分として請求すべき介護サービス利用者7名分の介護報酬（4,820,000円）が翌年度の請求となった。</p> <p>2 当該介護報酬については、介護サービスを提供した年度に収入できなかったため未収計上する必要があるが、市町村への請求が翌年度となったことから、平成25年度決算において処理がされていなかった。</p> <p>【介護報酬支払いの流れ】</p> <p>③サービスの提供</p> <p>④利用者負担の支払い（1割分）</p> <p>⑤介護報酬の請求</p> <p>⑥介護報酬の支払い（9割分）</p> <p>①要介護認定の申請</p> <p>②要介護認定（主治医意見書等を基に判断）</p> <p>被保険者（利用者）</p> <p>サービス事業者（かんなびのさと）</p> <p>保険者（市町村）</p> <p>（※）要介護認定の効力は申請日に遡って発生するため（介護保険法第27条第8項）、要介護認定前であっても、申請日以降に提供した介護サービスの対価については請求することができる。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>要介護認定に必要な主治医による意見書については、速やかに作成し、介護報酬請求事務が遅延しないよう対応するとともに、介護サービスを提供した年度内に収入できなかった介護報酬については、当該年度の決算において未収計上されたい。</p> <p>【介護保険法】 第27条（略） 8 要介護認定は、その申請のあった日からさかのぼってその効力を生ずる。</p> <p>【社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 経理規程】 （決算整理事項） 第59条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。 (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認 (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認 (3) 前2号に基づく受取手形、未収金、前払金、未払金、前受金、商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の計上</p>	<p>要介護認定に必要な主治医の意見書については、これまで、特別養護老人ホームかんなびのさとの嘱託医師に作成を依頼してきたが（約80名分）、意見書の作成遅延のため、介護報酬請求事務も遅延してきた。遅滞なく意見書が作成されるよう、嘱託医師が所属する医療福祉センターすくよか（協力医療機関）に、意見書作成担当医師（主治医）を複数とするよう依頼し、意見書が遅滞なく作成、提出されるよう対応した。</p> <p>また、介護サービスを提供した年度内に収入できなかった介護報酬については、平成26年度より経理規程第59条に基づき当該年度の決算において未収計上した。</p>

徴収不能引当金の計上にかかる細則の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
<p>社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団</p>	<p>1 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）では、平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む。）があり徴収不能のおそれがあるが、事業団経理規程（平成25年4月1日改正）には、徴収不能引当金の取扱いに関する定めがなかったため、これまで引当金に計上していなかった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="629 653 1685 890"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売掛金</th> <th colspan="2">未収金</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む）の件数及び金額</td> <td>3件</td> <td>3,600</td> <td>77件</td> <td>1,924,655</td> <td>80件</td> <td>1,928,255</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成26年4月1日付で事業団経理規程を改正し、徴収不能のおそれがある債権については徴収不能引当金に計上することと規定しているが（経理規程第57条）、個別の判断基準や算出方法が明確にされていない。</p>		売掛金		未収金		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む）の件数及び金額	3件	3,600	77件	1,924,655	80件	1,928,255	<p>【是正を求めるもの】 徴収不能引当金の取扱いについては、個別の判断基準や算出方法を定めた細則を整備し、発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む。）については、徴収不能引当金に計上することを検討されたい。</p> <p>【社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 経理規程（平成26年4月1日改正）】 （徴収不能引当金） 第57条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上するものとする。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。</p> <p>2 徴収不能引当金として計上する額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額。 (2) 前号に規定する債権以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。</p>	<p>「徴収不能引当金の取扱いを含む債権の管理に関する細則」として、「経理規程施行要領」及び「債権取扱要領」を整備し、平成27年4月1日付けで施行した。細則の整備に当たっては、発生から1年超経過し回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上するよう規定した。</p>
	売掛金		未収金		合計																		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																	
平成25年度末現在で発生から1年超経過し回収されていない債権（発生月が不明な債権を含む）の件数及び金額	3件	3,600	77件	1,924,655	80件	1,928,255																	